

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ

SAPPORO

2000.12.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第7号

医師会との懇談会に関する情報提供

札幌市医師会から介護支援専門員と懇談がしたい旨の申し入れが本会にあり、10月18日、懇談を行いました。

本会からは、岩見会長、藤井副会長、工藤事務局長、五十嵐幹事、奥田幹事、柏幹事、川島中央区支部長、斉藤厚別区支部長、松本清田区支部長の9名が出席しました。

最初に、医師会から介護保険全般の問題点として、要介護認定に痴呆の状態が反映されない、要介護度は6段階必要か、保険料徴収等の問題提起がありました。

その後、介護支援専門員の業務状況の確認を行い、

●「給付管理が中心で、実際アセスメントが行われておらず、利用者の意見をどれくらい反映できているか不安である。」

「介護支援専門員1人で50件ケースを担当しているが、予想以上にサービス変更が多く、サービス調整、プラン変更、毎月の確認等が大変である。」

等の意見がだされました。

続けて、かかりつけ医と介護支援専門員の連帯の話に移り、

●「かかりつけ医に会いに行ってもなかなか会えない。最初から電話やファックスでは失礼と思い、直接会いに行くが、結局会えずに足が遠のく。」、それであれば、「医師又は事務の職員にアポイントをとってから会いに行ってほしい。」という提案や、

●「同じ病院で複数の医師にかかっている利用者がある場合、だれに意見書を書いてもらうかで

悩む。」、そういう場合は「どの医師に意見書を書いてもらうかは利用者に確認する必要があるのではないか。」というアドバイスもありました。

また、

●「意見書の備考欄に意見等書いてもらうと介護支援専門員としては非常に参考になる一方、サービスの種類を誤解されて書いている場合があり、確認していいものか戸惑う。」

●「入浴における感染症の確認をしたいが、患者のプライバシーということで教えてもらえず対応に困った。」

●「意見書でサービスが必要といわれても、利用者に負担能力がなく、サービス利用を断念するケースもある。」

というかかりつけ医との間で苦悩する介護支援専門員の一面もだされました。

医師会から「ケアプランのうちサービス利用票はかかりつけ医に送付してほしい。」、本会から「居宅療養管理指導は、ケアプランの範疇ではないので、かかりつけ医から情報提供してほしい。」という要望もだされ、問題解決に向けてそれぞれの団体が取り組むことで確認いたしました。

介護支援専門員は介護保険の重要な役割を果たしているため、医師会としても待遇の改善を働きかけていきたい。今後とも、医師と介護支援専門員の連携が必要であるし、お互い資質向上、情報交換に努めるべきであるということを双方で確認し閉会いたしました。

札幌市からの情報提供

本市では、より良い介護保険制度とするために、サービス利用者とは居宅介護支援事業者、訪問介護事業者に対して、介護保険導入3ヵ月を経過した中で、課題を把握し、これに基づき本市及び関係者が取り組むべき施策等の検討を行うためにアンケート調査を実施いたしました。

居宅介護支援事業所を対象に12年7月1日時点で行ったアンケート調査結果の概略について報告いたします。

詳細については、平成13年1月19日（金）午後6時30分から、市民会館大ホールにおいて開催予定の研修会（P4参照）で報告いたします。

1. 居宅介護支援事業所対象アンケート調査の概要

① 札幌市内の居宅介護支援事業所215事業所
（郵送による悉皆調査）

② 調査期間：平成12年7月20日～8月31日
（調査時点：平成12年7月1日）

回収率：回答事業所157事業所 73.0%

195事業所 90.7%

（問1～問3のみ回答した事業所を含めた回収数、回収率）

2. 居宅介護支援事業者の現状

① 介護支援専門員の配置状況

回答のあった195事業所全体の介護支援専門員数は、750人で、1事業所当たり平均介護支援専門員の配置数は、3.8人となっている。利用者数が50人未満と少ない事業所では介護支援専門員数も少なく平均3.3人であるのに対し、利用者数200人以上の事業所では平均介護支援専門員は9.6人と3倍になっている。また、兼務が54.1%と割合は高く、常勤、非常勤の別に見ても、兼務の割合が高く、半数をこえている。

② サービス利用者数

回答のあった195事業所全体の利用者は13,277人で、1事業所当たり平均利用者数は、68.1人となっている。また、利用者の規模別に見ると、利用者数が「50人未満」の小規模な事業所は、全体の54.9%で平均利用者数は、19.8人、「50人以上200人未満」の事業所は、全体の6.7%で平均利用者数は281.8人となっている。

さらに、介護支援専門員1人当たりのケアプラン作成数も利用規模により大きな差があり、「50人未満」では5.9人、「50人以上200人未満」では28.0人、「200人以上」では29.8人となっている。

③ 介護支援専門員が困難だと感じていること
介護支援専門員が困難だと感じていることとしては「サービス管理票や請求書作成などの事務が多い」「介護報酬が低い」の割合が高く、それぞれ79.0%、65.6%となっている。

利用者規模別にみると「介護支援専門員一人当たりの担当する利用者数が多い」との回答に差があり「50人未満」では15.7%、「50人以上200人未満」では44.3%、「200人以上」では84.6%となっており、利用者規模がおおきくなるほど、その割合は高くなっている。

また、介護支援専門員が行政に望むことについては、「最新・適切な情報の提供」が80.3%と最も高く、次いで「給付管理の相談体制の充実」が63.1%「処遇困難者への対応」が51.5%、地域のネットワーク43.3%となっている。

④ サービス利用者と居宅介護支援事業者
重要事項の説明についてサービス利用に関する介護支援専門員から重要事項の説明をどの程度理解しているかについて、「サービス利用者」と「居宅介護支援事業者」にそれぞれきいたところ「概ね理解できた（概ね理解された）」との回答でそれぞれ50.1%、50.9%とほぼ同様となっている。

「理解できた（理解された）」との回答は、「サービス利用者」と居宅支援事業者では37.3%、26.1%と、11.2ポイントの違いがある。また、「あまり理解されなかった」の場合はサービス利用者が9.8%「居宅介護支援事業者」は18.5%と8.7ポイントとなっており「居宅介護支援事業者」が評価するよりも「サービス利用者」自身は重要事項について理解できると考えている。

⑤ 居宅介護支援事業者と訪問介護事業者
居宅介護支援事業者と訪問介護事業者との関係を見ると「（双方とも）忙しくて連絡が取れていないと感じている割合が「居宅介護支援事業所」が36.9%、訪問介護事業所19.1%となっている。

また、「利用者の変化・要望について報告してくれない」では、居宅介護支援事業者が37.6%「利用者の変化・要望についての対応が遅い」では訪問介護支援事業所が15.7%となっており、利用者の変化・要望についても居宅介護支援事業者のほうがもっと連絡が必要であると回答している。

⑥ 希望どおりのケアプラン作成

「サービス利用者」「居宅介護支援事業者」いずれも「希望どおりになった」「ほぼ希望通りになった」の回答が84.2%、86.0%でどちらも8割以上はほぼ希望どおりのケアプランを作成することができた。

2 今後の課題

① 介護支援専門員の専門性の向上とサービス事業者の連携

今回の調査では、利用者の80%以上がケアプランに満足を示しており、また、介護支援専門員への苦情がほとんどない調査結果を見ると、介護支援専門員への評価は高いといえる。

しかしながら、介護支援専門員が「申請等の事務手続きを代行してくれる」という評価が52.4%と高く、また、介護支援専門員からは「アセスメントや調整等がほとんどできない」「給付管理業務、請求業務の事務作業が多く、利用者との面接やアセスメント、ケアプラン作成にかかる時間が削られている」等の意見が多くあげられていた。各事業所において、事務職員の配置を行いアセスメント及びモニタリングができる体制の整備が必要となっている。

一方、居宅介護支援事業所との訪問介護事業所との関係では「<双方とも>忙しくて連絡がとれない」との回答が多い。介護支援専門員が円滑にサービス調整が行われるよう居宅介護支援事業所とサービス事業所との連携を促進する仕組みづくりが必要である。

② 制度的課題

制度的課題として事由記載の欄で居宅介護支援事業者の介護報酬の低さを訴えている。特に「福祉用具購入や住宅改修」「短期入所の振替」など考慮してケアプランを作成しても介護報酬が算定されていないことに対する不満が多く、今後介護報酬についての検討が必要となっている状況にあると考えられる。

全国介護担当課長会議報告

11月16日に開催された全国介護担当課長会議で開催された内容について、介護支援専門員に関する事項について情報提供いたします。後日道介護保険課から詳細の情報提供がされる予定です。

1. 介護支援専門員の資質の向上等について

(1) 介護支援専門員の現任研修の実施について

今年度から、現にケアマネジャーの実務に携わっている者に対して「介護支援専門員現任研修」が行われることになっていて、現任者の知識、技能の向上を図るためにも制度運営事項に関する最新の動向を踏まえた内容の講義を行う予定。（後日道介護保険課から連絡がある）

(2) ショートステイ振替業務等の支援

ケアマネジャーの業務のうち介護報酬で対応することができないもの、いわゆるケアマネジャーの無報酬問題について、以下のとおり、介護保険の制度外のサービスである「介護予防・生活支援事業」として、平成13年1月1日から、国庫補助の対象とすべく準備をすすめている。

① 短期入所振替利用支援事業（短期入所の振替利用手続きの業務）

- ・単価は1月1件当たり2,000円とする予定。
- ・訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化が図られるまで（平成13年12月末まで）の時限措置。

② 住宅改修支援事業（住宅改修の申請書に添付する理由書の作成業務）

- ・ケアマネジャーその他要介護者等の住宅改修についての専門性を有するものであって要綱で定めるものが、住宅改修の理由書を作成した場合に助成。
- ・単価は1件当たり2,000円とする予定。
- ・本事業については、次期介護報酬の見直し等の機会に、その位置付けについて再検討を行う予定。

札幌市においては、実施に向けて検討しておりますので、詳細については事務所を通して、通知いたします。

(3) 事務負担軽減その他の支援体制の整備

ケアマネジャーへの支援を更に一層推進するため、

厚生省、都道府県、市町村及び居住宅介護支援事業所等の協力に基づき、各地における介護支援専門員等の協力に基づき、各地における介護支援専門員に向けての取り組みや事務簡素化の工夫例について情報の蓄積・共有を進めることとしたので、取り組み例や工夫例等についての情報提供をお願いしたい。（札幌市に直接情報の提供をお願いいたします。）

(4) 介護サービス計画（ケアプラン）標準様式改正について

家事援助が必要なケアプランを作成する場合は、居宅サービス計画書（1）、居宅サービス計画書（2）記載要綱の改正が予定されております。

今後、道介護保険課から詳細について情報提供があると思いますので、課題分析を行い、家事援助の必要性について十分把握を行ってください。

2. 福祉用具貸与及び住宅改修に係わる見直しについて

(1) 福祉貸与付属単独貸与給付化

車いす付属品と特殊寝台付属品の貸与については、それぞれの本体が介護保険によって貸与されている場合に限り保険給付の対象となっているが、既に車いす、特殊寝台を所有している者等に対し付属品のみを貸与した場合にも保険給付の対象とすることとする。

（告示改正。平成12年12月1日施行予定）

○厚生大臣が定める福祉貸与に係る福祉用具の種目

（平成11年3月厚生省告示第93号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
2 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、 <u>車いすと一体に使用される者に限る。</u>	2 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、 <u>車いすと一体に貸与される者に限る。</u>
4 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、 <u>特殊寝台と一体的に</u>	4 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、 <u>特殊寝台と一体的に</u>

<u>使用されるものに限る。</u>	<u>貸与されるものに限る。</u>
--------------------	--------------------

(2) 屋外の住宅改修の保険給付化

屋外における段差解消、床材の変更及び手すりの取付けなどの工事については、玄関ポーチの工事を除き、住宅改修費の支給対象としていないが、玄関から道路までの（建物と一体ではない）屋外の工事も住宅改修費の支給対象とすることとする。

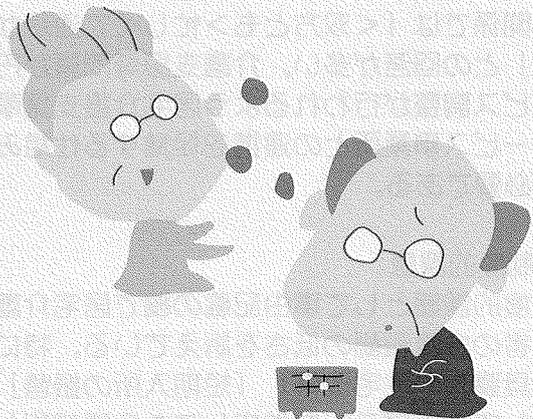
（告示改正。平成12年12月1日施行予定）

○厚生大臣が定める福祉貸与に係る福祉用具の種目

（平成11年3月厚生省告示第93号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
二 <u>段差の解消</u>	二 <u>床段差の解消</u>
三 <u>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</u>	三 <u>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更</u>



介護支援専門員業務Q&A

私たち介護支援専門員連絡協議会の活動方針の一つとして、新たな業務、煩雑する業務に振り回される介護支援専門員をできるだけ支援しよう、ということがあります。この誌面でもそのようなことを心がけてきたつもりですが、今までは一方通行的な情報発信しかしていなかったと反省しております。制度もやや落ち着いてきたので、今回からは読者参加頁を設けることにしました。題して「介護支援専門員業務Q&A」。日頃の業務上の疑問点をどんどんお寄せください

(送付先) 札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局

FAX613-5486

(事務局へFAXをお願いします。)

誌面には質問者の氏名は載せませんが、FAXには連絡先をご記入願います。)

第1弾として、身近な介護支援専門員からぶつけられた疑問にお答えしたいと思います。

Q1 アセスメントをするとき、できそうもないのに「できる」と答える利用者や、逆にできそうなのに「できない」と答える利用者がいますが、どのように確認すればいいのでしょうか。

A1 より客観的な情報を得るためには、実際に行ってもらうことがよいのですが、この場合はケアマネジャーがアセスメント(課題分析)を行う目的に立ち返って考えてみましょう。

アセスメントを行う目的は要介護者等の状態を総合的に把握し、療養や介護者を含む生活全般での生活課題を明らかにすることにあります。該当する項目が、本当に「できるか」「できないのか」をはっきりさせことではありませんが、ともすると、アセスメント項目をすべて正しく埋めることに心が動きがちです。あくまでも生活上の課題をさぐるためのひとつの手段であることを前提に考えましょう。

利用者ができそうもないのに「できる」といった場合、上肢の麻痺や巧緻動作が困難な人が、着替え・ボタンかけができると答えたとしたら、「では、やってみてください」と直接的に聞くのは、利用者が、試されているとか、調べられている、信じてくれないというマイナスの気持ちを持つことにつながります。ケアマネジメントは、信頼関係のうえで円滑に行われるのですから、このような聞き方は避けましょう。面接のときは、ひとつひとつの

アセスメント項目を順番に聞くことから始めず、「何が一番お困りですか」「なにか、不自由なことはないですか」と困っていることをたずね、利用者からでてきたことから入れば「もしよければどのようになさっているか教えていただけますか。」と自然なかたちで聞くことができるでしょう。

できそうなことを、「できない」答えるときは、能力としてできても、実際には行ってない場合もありますので、聞く側が能力を問うているのか、現状を問うているのか認識することが必要です。この場合も、直接的なアセスメント項目を聞くことより、困っていることを尋ね、そのなかでも、「どの部分でしたら、一人でできますか」とう聞きかたがよいでしょう。

いずれにしても、利用者の情報からケアマネジャーが、これは状況と合わないのではないかと考えるときは、そのように考えられる根拠・理由を分析することが必要でしょう。

(回答者：札幌中央訪問看護ステーション・保健婦 土井正子)

Q2 介護支援サービスについて説明する場合「重要事項説明書」を文書で渡し説明するように義務づけられていますし、契約書も取り交わしますが、説明には時間がかかるし、あまり面倒くさい話を聞きたがらない利用者もいます。それでもきちんと説明し、署名・捺印をいただくことが本当に必要なのか、疑問です。

A2 サービスを開始するにあたり、重要事項を文書で説明することが義務づけられましたが、質問者のおっしゃるような煩雑だと感じている方は多いと思います。描置の時代はそのような手間をかけることなくサービスを開始していましたから。しかし、介護保険が「描置から契約へ」という利用者本位の仕組みを作ってきたことを、介護支援専門員も肝に銘ずるべきでしょう。サービスを選ぶのは利用者ですから、そのサービスがどのような内容かを説明する義務は事業者にあるのは当然です。「法律で義務づけられたから……」というより、むしろサービス提供の当然の責務として捉えていただきたいと思います。

契約書に関しては、特に法律的な義務がありませんが、できるだけ締結することが望ましいといわれております。介護(支援)サービスでは、不慮の事故やサービス内容

が利用者のイメージしていたものと違うなどのトラブルが予想されます。ですから、内容をきちんと説明して契約書を締結することは利用者は無難なこと事業者の保護にもなるのです。今は、制度が立ち上がったばかりで利用者も介護支援専門員も慣れていませんが、そのうち定着してくると利用者の方から契約書を要求してくるようになると思います。

説明を面倒くさがる利用者がいることは確かですが、得てしてそのような方がサービス内容に不満を持つこともあるようで、ていねいにその必要性を説明しましょう。契約とは、利用者が自己決定していく過程でもあるのですから、単に重要事項を読み上げたりするのではなく、面接の一場面と捉えてわかりやすく具体的に説明し、利用者の素朴な疑問などもしっかりと傾聴し、場合によっては質問を促すなどして理解してもらうように努めましょう。

説明するときは、あらかじめある程度の時間がかかることをいって面接時間の見通しをつけると利用者も安心します。また、介護支援専門員が次の業務スケジュールを気にして利用者との話を早く終えようとする、その気持ちを利用者に伝わり不満ともなります。

特に、サービスを開始するという大事な初回面接では、時間に余裕を持って臨むようにしましょう。
(回答者：深仁会在宅ケア事業推進部
社会福祉士 奥田龍人)

■「介護保険セミナー・適正契約に基づくサービス提供とは」

日時：平成13年1月19日(金) 18時30分～20時30分
会場：市民会館大ホール(中央区北1条西1丁目)

参加対象：介護保険サービス事業所の職員、介護支援専門員の他どなたでも参加できます。

定員：1,500名(定員になり次第、締め切らせていただきます)

参加費：無料

内容：基礎報告「介護保険サービス利用者、事業者実体調査の概要」

札幌市保健福祉局介護保険課長 松尾 省吾氏

記念講演「適正契約に基づくサービス提供とは」

成城大学法学部教授 本田 純一氏

申込方法：一般の方は、1月15(月)までに電話(氏名、住所、電話番号)で申込下さい。介護保険サービス事業所、介護支援専門員等は、所定の申込用紙を送付して下さい。(ファックス可)

申込・問い合わせ先：札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部地域ケア係(担当 柏・高橋)
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
☎612-6110 FAX613-5486

居宅介護支援事業における事務処理軽減のための工夫例について

○本資料は、厚生省が各市町村から得られた情報や問合せに回答したものの事例です。参考にしてください。

事業所における工夫例

(1) 事務職員との作業分担

同一事業体の介護保険施設、居宅介護サービス事業所に配属されている事務職員に、給付管理事務等の事務が集中する時期(月末～月初)、居宅介護支援事業所の事務補助員を兼務させ、事務作業を分担させることにより、介護支援専門員が居宅サービス計画の作成等の本来の居宅介護支援業務に重点をおけるように配慮している。

(2) 申請代行における申請書類の郵送

要介護認定の更新認定を行う際の申請代行において、市町村の申請書類の提出を郵送にて行った。

居宅介護支援業務に関する簡素化の工夫例

(1) サービス利用票に関する同意

月末時点で、利用者宅を訪問し翌月分の「居宅サービス計画(週間サービス計画表、サービス利用票)(別表)

」を説明した際に、特定日のサービスの時間帯変更等、サービス内容に軽微な変更希望があり、その他の内容については同意をえられているような場合に
①改めて変更希望部分についてのサービス事業者とサービス調整を行
②調整後の内容について、利用者に郵送(又はFAX等)で変更後の「居宅サービス計画」を送付し、同意を得て、
③(同意を得られた場合は、)その日時を記録してお
④後日、改めて利用者宅を訪問した際に、「サービス利用票」の「利用者確認欄」に署名(又は押印)を得た。

(2) サービス変更の際「居宅サービス計画」の変更

サービス提供日の当日の朝に、利用者の体調が思わしくない旨の連絡が入り、翌日の同一時間帯へのサービスの変更が希望。取り急ぎ、サービス事業者との調整、利用者の同意を得るといった、実質的な計画変更を行い、事後的に「サービス利用票」の作成等を行った。

(3) 「サービス提供票別表」の作成

多数のサービス事業者からのサービスを盛り込んだ「居宅サービス計画」を作成したため、それぞれのサービス事業所には、サービス担当者会議の場などを通じて了承を得たうえで、「サービス提供票別表」については、事業所別の作成を行わずに、すべての事業所に同じものを送付した。

トピックスニュース

1. 北海道の訪問介護事業所半年で34事業所増加

北海道の介護サービス事業所は、半年で81事業所が撤退しているものの、訪問介護事業所が544から578と増加している(北海道保健福祉部)

2. 厚生省がサービス評価制度年度内の試案作成を決定

利用者がサービス事業者を選ぶためのサービス評価制度を年度内を目標に訪問介護と訪問看護を対象に試案作成を行う。

3. サービス担当者会議(ケアカンファレンス)の開催に努めるべきである。

ケアプランは、「どのツールを使うか」ではなく、「誰が作るか」によって出来る。どのツールもアセスメントは出来るが、ケアプランに直結するものはなく、例えば医療職の人が社会福祉士会方式を使っても、医療職の強いケアプランが出来る。どうしても主観が入る傾向があり、だからこそケアカンファレンスが必要だ(橋本 泰子・大正大学教授)

4. 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額を一本化

厚生省が医療保険福祉審議会老人保健福祉部会・介護給付費部会合同部会に諮問し、了承を得、平成14年1月から適用を決定(実質前倒して平成13年1月から実施)

5. 介護支援専門員の2業務に手数料の支払決定

短期入所の振り替え事務手続きと住宅改修の意見書作成

業務に対し、手数料として1件当たり2,000円程度の見込みで支払う。平成13年1月から実施。

6. 深刻な通所介護のキャンセル常態化傾向

全国老人福祉施設協議会・全国デイサービスセンター連絡協議会が行った調査によるもので、半年で1施設当たり平均276件の利用キャンセルが判明。毎日定員の10%のキャンセルが出てる状態とのこと。

7. 即効性のみえない介護支援専門員への支援策

厚生省・介護支援専門員支援会議で、厚生省は現行制度を基本にした上で、支援体制の整備や機材の充実などを図り、中長期的に考えていく方向を示す。

8. 介護支援専門員の組織化状況

厚生省によると、23府県で介護支援専門員の組織が設置、4府県で設置準備が進んでいるとのこと(平成12年10月31日現在)

9. 高齢者一律弱者を転換(21世紀に向けての社会保障)

首相の諮問機関「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」は、高齢者を一律に弱者として捉える考え方を転換し、高齢者であっても負担能力のある者には適切な負担を求めていくこと、社会保障制度の費用を賄う方法は社会保険方式として主としていくことがふさわしい」とする最終報告書をまとめた。

◆ 講演情報 ◆

■ 「介護保険公開シンポジウム・介護保険施設はどう変わったか」

催: 札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会

日 時: 平成13年1月23日(火) 13時30分~16時

会 場: 札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)

参加対象: 札幌市内に居住又は勤務されている方、または介護保険に関心のある方ならどなたでも参加できます。

定 員: 300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

参加費: 無料

内 容: 現状報告「介護保険施設はどう変わったか」

全体討論「市民とともに考える-こうあってほしい 介護保険施設-」

司 会 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部長 岩見 太市氏

シンポジスト 札幌市老人福祉施設協議会会長 勝藤 成規氏

シンポジスト 北海道老人保健施設協議会会長 西澤 寛俊氏

シンポジスト 札幌市介護療養型医療施設協議会議会議長 中川 翼氏

申込方法: 一般の方は1月16日(火)までに電話(氏名、住所、電話番号)で申込み下さい。介護保険サービス事業所、介護支援専門員等は、所定の申込用紙を送付して下さい。(ファックス可)

申込・問い合わせ先: 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部地域ケア係(担当 柏・高橋)

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 ☎612-6110 (代表) FAX613-5486

■ 「老後の住まいを考える講演会」

日 時: 平成13年1月25日(木) 14時~16時

会 場: 市民会館大ホール(中央区北1条西1丁目)

参加対象: 老後の住まいに関心のある方ならどなたでも参加できます

定 員: 1,500名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

参加費: 無料

内 容: 基礎報告「高齢者共同住宅アンケート調査結果からみる老後の住まい」

北海道開発問題研究調査会理事・調査部長 五十嵐 智嘉子氏

シンポジウム 「市民ニーズからみる老後の住まい」

司 会 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部長 岩見 太市氏

シンポジスト 北海道開発問題研究調査会理事・調査部長 五十嵐 智嘉子氏

シンポジスト 北海道長寿社会振興財団主査 若狭 重克氏

シンポジスト 北海道高齢者共同住宅事業所協議会会長 和泉 かち子氏

シンポジスト 老老介護を学ぶ会さすな代表 安藤 エキ子氏

申込方法: 一般の方は1月19日(金)までに電話(氏名、住所、電話番号)で申込下さい。介護保険サービス事業所、介護支援専門員等は、所定の申込用紙を送付して下さい。(ファックス可)

申込・問い合わせ先: 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部地域ケア係(担当 柏・丹内)

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 ☎612-6110 FAX613-5486

掲示板

中央区支部研修会

日時：1月16日(火) 18:30～
 会場：札幌市社会福祉総合センター視聴覚室
 テーマ：ケアマネに望むこと－医師の立場から－
 問い合わせ先：中央区社会福祉協議会
 ☎231-2400(内線458～460)

北区支部研修会

日時：①12月20日(水) 18:30～
 ②1月17日(水) 18:30～
 会場：北区民センター等
 テーマ：①抑制拘束並びに事例検討
 ②交流会－これからのケアマネージャーについて－
 問い合わせ先：北区社会福祉協議会
 ☎757-2482

東区支部研修会

日時：1月17日(水) 18:30～
 会場：東区民センター
 テーマ：介護保険制度の現状と課題－ケアマネに期待するもの－
 講師：札幌市保険福祉局介護保険課主査 五十嵐 睦子氏
 問い合わせ先：東区社会福祉協議会
 ☎741-6440

白石区支部研修会

日時：11月15日(水) 18:30～
 会場：白石区民センター
 テーマ：困難事例－困難事例をもちよっての検討会－
 問い合わせ先：白石区社会福祉協議会
 ☎861-3700

厚別区支部研修会

日時：①12月13日(水) 18:30～
 ②1月17日(水) 18:30～
 会場：厚別区民センター
 テーマ：情報交換(①②とも)
 問い合わせ先：厚別区社会福祉協議会
 ☎895-2483

豊平区支部研修会

日時：①12月19日(火) 18:30～
 ②1月16日(火) 18:30～
 会場：豊平区民センター
 テーマ：①介護保険施設におけるケアプランについて
 ②学習会 介護保険制度の現状と課題－ケアマネに期待するもの－
 札幌市保険福祉局介護保険課主査 五十嵐 睦子氏
 問い合わせ先：豊平区社会福祉協議会
 ☎815-2940

清田区支部研修会

日時：1月18日(水) 18:30～
 会場：清田総合庁舎大会議室
 テーマ：区分支給以外の介護保険サービス実習学習会
 問い合わせ先：清田区社会福祉協議会
 ☎889-2491

南区支部研修会

日時：1月25日(水) 18:30～
 会場：南区民センター視聴覚室
 テーマ：実践発表「ケアマネ登録パートⅡ－年末年始のサービス提供の工夫点－」
 問い合わせ先：南区社会福祉協議会
 ☎582-2400(内線381～382)

西区支部研修会

日時：1月23日(火) 18:30～
 会場：西区民センター第1・2会議室
 テーマ：情報交換と交流会
 問い合わせ先：西区社会福祉協議会
 ☎633-3695

手稲区支部研修会

日時：12月13日(水) 18:30～
 会場：手稲区民センター
 テーマ：各職種別ディスカッション
 問い合わせ先：手稲区社会福祉協議会
 ☎681-2400(内線365～366)

編集後記

先日、あるセミナーに参加した。フロアの中から出された意見があまりにも対症的なので印象に残った。郡部で介護支援専門員をやっているその女性は「3つの業務を兼任していて、業務の繁忙さに身体がついていけないし、介護サービス計画費の介護報酬が低すぎてとても不安だ」フロアからは一様にうなずく声が聞こえた。

発言を求めたもう一人の女性が自分の現状をと前置きし「日常業務で介護報酬を意識することなく、行政直営なので身分保障も安定している」フロアには驚きにも似た表情が生まれた。

介護支援専門員が、介護保険のキーパーソンと言われ半年が過ぎた。その間、求められる役割と身分の議論は、「Low・cost, Hi・Value」の市場原理の名のもとに置いてきぼりにされた。

対人援助に携わる多くの人々の特性に、「我慢づよさ」と「謙虚さ」を上げる研究者もいるが、21世紀にむけての「良質なサービス」を利用者に提供するためには「行動化」も必要なのだと思う。

そして、それを前提とした「組織化」が求められるのであろう。